

平成 28 年度 第 3 回大阪市建設事業評価有識者会議

開催日時：平成 28 年 10 月 24 日（月）午前 10 時から午後 12 時

開催場所：大阪市役所 7 階 市会第 3 委員会室

塩川課長代理

ただ今より平成 28 年度第 3 回大阪市建設事業評価有識者会議を開催させていただきます。本日は大変お忙しいなか、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。進行役を務めさせていただきます、市政改革室 PDCA 担当課長代理の塩川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開始に先立ちまして、お断りを申し上げます。本市では、前回同様、適正冷房および軽装勤務の取組を実施しております。ご了承いただきますよう、お願いいたします。

本日、ご出席いただいております委員の皆様ならびに本市出席者は、お手元の次第の裏面にある座席表のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

議事に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。まず、クリップ留めの方からでございます。本日の次第、1 枚めくっていただきまして、第 1 回の会議で提示させていただきました参考資料が 1 枚もの。以降、資料 1 が本年度の事業再評価実施方針等で、ホチキス留めにしてあるもの。資料 2-1 から、資料 2-5 として、本日ご意見をいただきます事業再評価対象事業の一覧表や説明資料、評価調書、費用便益分析、状況説明資料等となっております。誠に申しわけございませんが、資料 2-5 につきましては、横長の資料を机の方に置かせていただきましたが、こちらが今朝差し替えということでもございましたので、説明の時はこちらの方を見ていただきますように、よろしくお願い申し上げます。続きまして、資料 3 が事業再評価対象外事業一覧表等となっております。資料 4 が継続中事業の自己評価結果等となっております。さらに、お手元に置かせていただいております、A3 横長の分が、本日の追加ということで、資料 2-2 の事業の説明資料の際に所管局の方から追加でこちらに沿って説明をさせていただくということでもございます。よろしくお願い申し上げます。資料等に不足等はございませんでしょうか。

それでは、ここからの議事進行につきましては内田座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

内田座長

了解しました。皆さんおはようございます。早速ですけれども、次第に従って進行をさせていただきます。まず議題(1)今年度の事業再評価についてということで、アの『事業再評価実施方針等』、資料 1 について、まず事務局から説明をお願いいたします。

小林課長

市政改革室 PDCA 担当課長の小林でございます。私の方から資料 1、『平成 28 年度 大阪市事業再評価実施方針』について、ご説明させていただきます。資料 1 をご覧いただきますと、この実施方針の内容ですが、昨年度から変更はございません。

改めて概要を申しますと、まず「第 1 評価の実施」としまして事業再評価は長期間にわたって未着工、または継続中である事業を定量的または定性的に分析し、継続の適否等を評価するものでございます。「1 事業再評価対象事業」でございますが、当該年度、事業を完了する見込みのもの、そして 90 パーセント以上の進捗が図られ、当該年度から 5 年を経過する年度までに事業完了の見込みがあるものを再評価の対象外としております。今年度の対象事業につきましては、資料 2-1 にまとめてありますので、後ほど説明いたします。「2 評価の時期」につきましては、お手数ではございますが、この資料 1 の 1 つ前にある参考資料『平成 28 年度 大阪市建設事業評価有識者会議の進め方』をご覧いただきたいと思っております。この資料は、8 月末の第 1 回会議でもご説明いたしました。事業再評価については、本日の第 3 回会議および 11 月 25 日に予定しております第 4 回会議で審議して、12 月頃に委員の皆様の見意を取りまとめて公表をさせていただきます。そして、2 月頃に所管局が対応方針を決定して公表をするという予定でございます。資料 1 に戻っていただきまして、「3 評価の視点」でございますが、事業の必要性、事業の実現見通し、事業の優先度とし、「4 評価の分類」としては、5 つの分類を設け、事業継続については、A、B、C と優先度に応じた分類を行い、

さらに事業休止、事業中止という分類を設けております。「5 評価の方法」としましては、対象となる事業について、まず所管局は、様式1の調書を作成しますが、前回の再評価における「対応方針」が、「事業継続(A)または(B)」であり、今回の再評価における「対応方針(案)」を同じく「事業継続(A)または(B)」としている事業、かつ社会経済状況の変化に伴う事業の変更や、事業期間の変更がほとんどない事業、具体的には、事業費の増加や事業期間の延長が10パーセント以内の事業については、様式2という簡略化した調書に変えることができるものとしております。そして当有識者会議で所管局が調書に基づいて事業内容を説明し、有識者の皆様からご意見をいただきます。市政改革室がそれを取りまとめ、そのご意見を踏まえて、各所管局が対応方針を決定します。

次に「第2 継続中事業の自己評価」につきまして、再評価は5年に1度ございますが、その期間、継続中の事業につきましても、PDCAサイクルを意識した取組みを進めるべきという観点から、前年度の取組状況について、様式3により、所管局は自己評価を行うということとなっております。

「第3 公表」につきましては資料に記載のとおりホームページの掲載や市民情報プラザへの配架によって行われます。以上が事業再評価実施方針の内容で、資料の後ろには様式1から3を添付しておりますので、ご参照ください。またその様式の後ろには、参考資料としまして、「事業再評価の視点と評価分類の整理」、という資料を添付しております。評価の例示を挙げ、AからEの評価分類について具体的にどのような事業が該当するかというポイント等を示しておりますので、ご参照いただきたいと思います。私の説明は以上でございます。

内田座長

ありがとうございました。今ご説明いただきましたけれども、何かご質問、ご意見ありましたら、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。基本的には、昨年度までと同じということですので、問題ないかと思えますけれども、念のために。よろしいですか。また具体的に、簡略版の調書が使えるとか、再評価の対象外とできるとかというようなことがありますけれども、その仕分けの話が出てくれば、必要に応じて、また参照したいと思います。

では、議事を先へ進めさせていただきたいと思います。議事次第に戻りまして、議題(1)のイ、『事業再評価対象事業の説明・質疑応答・意見聴取』ということで、建設局所管の9事業に対してですが。まず、対象事業について事務局から説明をお願いいたします。

小林課長

はい。それでは、資料2-1『平成28年度事業再評価対象事業等一覧表』をご覧くださいと思います。ここには、今年度、再評価の対象となる17の事業の概略を記載しています。今年度は街路事業を始め、公園事業や橋梁、港湾、うめきた2期の事業などが該当しており、本日の第3回会議ではそのうち、1から9番までの事業について再評価を実施し、11月25日に予定している第4回会議では10番から17番までの事業について再評価を実施したいと存じます。各事業の再評価理由につきましては、④の、前回の再評価から5年以上が経過し、なお継続中の事業が最も多く、さらに③の事業開始から5年目の年度において継続中の事業や、①の国庫補助事業で各所管省庁の基準により、再評価が必要な事業というのがございます。この一覧表には、その他、事業費、事業開始年度、前回、すなわち平成23年度の評価時の対応方針を掲載しております。小文字のa、b、cの「対応方針(案)」、B/C、事業進捗率は今年度の調書から抜粋したものでございます。小文字のdとeにつきましては、事業費の増減と完了年度の延長の有無であり、その理由を次の備考欄に掲載しております。なお、1番から9番までの事業につきましては全て事業費の増減はなく、完了年度の延長がございます。完了年度の延長理由としましては、用地交渉で権利者との協議に時間を有していること、用地買取りの都合で限定的な事業実施にとどまっていること、先行事業の遅れの影響などが挙げられております。私の説明は以上でございます。

内田座長

はい、ありがとうございます。資料の2-1に基づいて、案件説明がございました。この表にあります1から9が本日の対象ということでございます。ご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。表の見方もよろしいでしょうか。具体的内容は、これからやっていきますが、とりあえずよろしいでしょうか。

それでは先へ進めたいと思います。この表にあります事業番号の1から9までということになります。いずれも所管局は建設局ということで、再評価の理由としては、④が大部分、6番と7番のみ③、初回ということになっております。この9件の進め方ですけれども、事業名のところに、事業の種別が書いてあります。1から8までは街路になっておりますので、この街路の8件をまとめて資料の説明をしていただいで、1件ずつ内容について議論していくと。1から8が終わってから、次に公園の事業であります9番について、説明していただいで検討するという進め方でいきたいと思ひます。委員の皆さんよろしいですか。それではまず1から8について、調書等について、説明をよろしくお願ひいたします。

石井課長

建設局街路課長の石井です。よろしくお願ひいたします。まず資料の2-2に基づきまして、街路事業を取り巻く環境等を説明いたします。都市計画道路の整備における街路事業の位置付けですが、シートナンバーが右下に3と書いてあるものをご参照いただきたいと思ひます。「局運営方針に照らした事業の位置づけ」としまして、シートの下にありますように、経営課題2で、都市基盤施設の整備が未だ十分でない地域や都市基盤施設の地震に対する備えが整っていない箇所がある。都市基盤施設の震災対策を着実に推進していく必要がある。これに對しまして、具体的取組みにありますように、密集市街地において、地震災害時の延焼遮断帯や緊急輸送・避難等の交通機能を担う都市計画道路等について、特に優先的な取組みが必要な地区の骨格路線のうち、延焼遮断機能の確保が急がれる路線を重点的に整備すると位置付けております。

続きまして、街路事業の流れと財源、さらには事業段階ごとの権利制限などについて説明いたします。シートナンバー8になります。街路事業の進め方ですが、街路事業の着手までに、まず都市計画法に基づく計画決定をします。その後、事業化にあたっては府の事業認可を取得して、手続きを行っていくこととなりますが、計画決定がされますと、都市計画道路区域内には建築制限がかけられます。下のフローの都市計画法53条、建築の許可というところで、こういう制限がかけられます。さらに、事業認可がとれますと、都市計画法により、より強い権利制限がかけられるということで、フローの下にありますように、一般的には新たな建物の建築や、工作物の設置は認められないということになります。また、事業認可がとれますと、土地収用法が適用されます。この土地収用法と都市計画法の規定によりまして、事業認可後の都市計画道路予定地内の権利者の方には、事業者に対して買取りを求める権利が付与されます。事業者は、それを拒否できませんので、支払いが遅延した場合は加算金等を支払わなければならない、ということになります。下のフローに沿って、事業認可をとって、実際に事業化されますのでそれ以降、用地取得の方に、事業者が関わるようになります。用地取得にあたりましては、効果的、効率的に工事着手ができますように、用地取得の担当部局と連携しまして、重点的に取得する箇所などを選定して事業を進めています。この際の財源は、一般的に予算を計上して、計画的に取得するのですが、下の財源についての街路事業費ということで、全体事業費、用地取得も工事もですが事業費の55パーセントにつきましては国費が充当されまして、それ以外の45パーセントについて地方が負担するというような財源構成になっています。先ほどの、事業者に対して買取りを求める権利が権利者の方に付与されるということで、急な買取請求に對していく必要がある場合は、予算計上しておりませんので先ほどの街路事業費の下、見ていただくと、急な買取請求に對する用地取得ということで別途市費の不動産運用基金というものを確保しておりまして、これを充当することになります。これを街路事業費で再取得、つまり一般会計へ繰り戻すというような仕組みになっております。

石井課長

続きまして、街路事業の今の全体の進捗状況です。シートナンバー11になります。街路事業、都市計画道路の整備の進捗状況ですが、平成28年3月末現在で、511キロメートルの計画決定に對しまして407キロメートル、約80パーセントの整備が完了しているという状況です。内訳については表のとおりです。続きまして、選択と集中の考え方ということで、シートナンバー12になります。先ほど街路事業費は、国費と地方費で整備を進めているというをいたしましたが、国土交通省の街路事業の進め方ということで連続立体交差事業や、都市高速道路などの地域高規格道路などに重点的に事業費が配分されています。さらに近年、下の

グラフにあるように、国の国費の配分額については近年横ばいですが、それを上回る形で、各地方公共団体からの要望額がかなり多くなっており、つまり1自治体あたりの配分額がかなり減少しているというような状況が最近見受けられます。

続きまして、選択と集中の考え方の②です。シートナンバー13になります。今日冒頭に追加の資料ということで、お配りさせていただきましたA3の横長の資料、都市計画道路の整備プログラムというのを追加で配らせていただいております。この資料は、平成25年度に都市計画道路の全市的な見直しの際に、34キロメートルの廃止または現道への都市計画の見直しをしておりますが、それ以降の都市計画道路の進め方というところを、今回取りまとめたものです。これは先月、9月29日に公表したところで、当面10年間の大阪市の都市計画道路の進め方を取りまとめたものになります。これを説明させていただきますと、地図のあるページの上に、大きい四角囲いで、今後の都市計画道路の整備の進め方という表題があるところですが、まず当面の10年間は、未着手の路線に比べて、事業中路線の整備を進め、整備する区間をしばり、先行的に実施する、段階整備にも積極的に取り組み、着実に整備効果を発現させます。また、事業中のなかでも、整備の優先度が高い路線に重点を置き整備を進めていくとし、その他の事業中路線については、しばらくは積極的に進捗を図ることが困難な状況であります。権利者からの買取りのご要望には対応しますが、重点を置いて整備する路線の進捗状況を見計らいながら、順次整備を進めることとしております。この整備の優先度が高い路線につきましては、さらに右の方に、四角囲いのなかに記載しております。まず、1つ目が、密集住宅市街地における防災骨格を形成する路線ということで、平成26年に大阪市密集住宅市街地重点整備プログラムを策定しております、これに位置付けられています、災害時延焼遮断や救助・消防活動、避難空間のために必要な防災骨格となる都市計画道路を重点的に整備しているところです。2つ目の他の事業と連携して進めるべき路線では、他の事業と連携して進めることが事業進捗上有利である、または先送りすることの影響が大きく、他の事業の進捗にあわせる必要がある路線です。淀川左岸線2期事業については大阪市、大阪の都市再生環状道路の一部を構成する自動車専用道路について重点的に進めることとしております。さらに用地取得率が高く、整備効果の早期発現が見込める事業中路線、重点整備路線や完了期間宣言防災路線については、優先度が高い路線として整備していくこととしております。次にこのプログラムの中身ですが下の表2つについてですが、左側が事業中路線の整備見通しということで、事業再評価の対象事業を含めた路線の当面10年間の整備の状況を平成32年度までの前期5年、平成37年度までの後期5年のそれぞれの2つの段階に応じて、どういう状況を見込んでいるか、ということをお知らせしたものです。右側の表は、事業着手に取り組む路線ということで、大阪市の都市計画道路の約50キロメートルが未着手の状況であり、そのなかでも事業中の路線の進捗状況等を見計らい、次の新たに着手する線の候補としてこの8工区を挙げているところです。以上が選択と集中と当面の間の街路事業の進め方について説明させていただきました。

石井課長

次に、予算の状況について説明いたします。シートナンバー32になります。事業費の推移、街路事業費のここ10年間の決算額の推移を示したグラフになっております。このグラフのうち、特に今回の再評価の対象事業になっております道路改築というところですが、平成19年に189億円の決算額でしたが、平成28年度の予算と比較しますと、約3割程度で、ここ10年で事業費がかなり減少しております。予算上も街路事業を取り巻く環境が厳しくなっているという状況です。以上で街路事業の実施状況説明資料の説明を終わりたいと思います。

続きまして、個々の路線の調書について説明いたします。まず事業番号1番の河堀口舍利寺線です。生野区生野東から舍利寺で事業を行っているものでして、現道6.5メートルを幅員15メートル両側2車線4メートルの歩道を両側につけるという事業になっております。事業の必要性の視点の、②定量的効果の具体的な内容ということで、通常、街路事業で評価します交通の3便益、走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益、この3便益に加えて、この河堀口舍利寺線は、生野南部事業という大阪市の典型的な密集市街地をとる路線のため、記載漏れがありますが、都市防災性向上効果というものを今回新たに定量的な効果として評価しております。図の2の方に載せております。通常、交通3便益に加え

まして、都市防災性向上効果ということで、延焼遮断効果と、人命保護効果の方を新たに評価しているところです。この事業の必要性、3の⑤になります。本事業を含めます生野区南部地区一帯は、老朽化した住宅が密集しておりまして、狭い道路が多く、また、公園などのオープンスペースが不足しており、災害時に大きな影響が出る恐れがあることから、面的整備が進められております。このなかで地区中央部を河堀口舍利寺線が東西に貫通しております。資料の図の1で、ちょうどこの蛍光ペンで引いたところが、これが生野南部事業で、面的な整備が行われていまして、不良住宅の除去ですとか、住宅事情によつての道路整備、公園整備などが行われています。ちょうどこの地区の中央です。河堀口舍利寺線が、東西に貫いているということで、地元の住民の方から早期整備の要望等が挙がっており、事業の必要性が高いという状況が続いております。

石井課長

続きまして、事業実施の見通しです。4の⑤、未着工あるいは事業が長期化している理由です。これまで、権利者の方々との交渉にかなり時間を要しておりまして、事業が長期化しているというのが1番の原因です。あと、予算の範囲内で事業実施に努めて参りまして、どうしても用地取得などの状況により事業が進展しなかったという状況です。今後の事業の進め方等、一括して説明させていただきます。対応方針のところにもありますように、本路線は住環境面、防災面で多くの問題を抱える生野区南部事業、生野南部地区の面的な老朽住宅密集市街地と一体となって整備を進める必要があり、地区内を横断する補助幹線道路として自動車交通の円滑化および歩行者の安全性の確保の必要性は依然と高い状況であります。住民の問題意識も高まっておりますので、重点的に予算を確保し生野南部事業の進捗に合わせて事業を進めていくことを考えております。特にこの事業、図の3、進捗状況を見ていただきたいのですが、この路線のちょうど整備済みと下に書かれているところの右側、東の区間につきましては自動車交通が対面通行できるということで一定の幅員がある一方、この整備済みより西側の区間については、現在西行き的一方通行でして、交通上も、ネットワーク上も、地域の方が利用されるときでも非常に不便、かつ防災上の問題もあるということで、まずは、ここの西側の区間について、対面通行化を図るために用地の方も重点的に西側を取得するよう考えている状況です。その後、西側の対面通行化が終われば、東側の事業の方も進捗させていくというような工程を考えております。対応方針で、こういう工程で考えておりまして、事業継続Aにしております。

続きまして、鞍作線になります。事業番号2番です。平野区の加美東で行っている事業で、現道幅員7.5メートルを、幅員16メートルの対面2車線、両側に歩道を設置する事業になっております。この事業につきまして、事業の必要性の視点の、定量的な効果の具体的な内容ということで、この路線につきましては、交通円滑化効果の通常の街路事業の3便益に加えまして、歩行の安全性と快適性の向上について、新たに歩道が設置されるということで、定量的な効果を評価しております。あと、この事業の必要性の評価ですが、3の⑤にありますように、本事業は、加美地区の住宅整備が一定完了しているところです。図3を見ていただくと、この路線の東西、それぞれに市営住宅がありまして、この事業の着手時には、工事中だったものが、現在、整備は終わっております。しかし、連続性のある歩行者空間、歩道の設置がまだできてないところがありますので、道路整備の必要性は、依然として高い状況です。また、将来的には、隣接市であります東大阪市との道路ネットワークの一部を形成するという期待される事業です。4番、事業実施の見通しの視点の⑤、未着工、あるいは事業が長期化している理由ですが、本事業は、重点的に投資を行う路線に位置付けておりませんので、限定的な事業実施にとどめざるを得ない状況になっております。権利者の方から、買取要望があった場合にのみ対応する状況になっております。7番、対応方針ですが、7番の真ん中あたりから記載しておりますが、本路線への重点的な予算配分は、非常に厳しい状況でございまして、限定的な事業実施にとどめざるを得ないという状況です。権利者の方の買取要望への対応や、住宅整備により増加した道路利用者の安全性を確保するため、まとまった用地が確保された区間においては、暫定的に歩道整備を実施するなどに努めたいと考えておりまして、事業継続Cとしております。

続きまして、事業番号3番、尼崎堺線、西成南工区になります。この道路は、愛称名で新なにわ筋と言われている道路で、現在事業中の場所は、西成区北津守4丁目から南津守2丁目です。この路線につきましては現道が幅員、現在20メートルの幅員でして、これを30メートル両側4車線、歩道の拡幅を行うものです。事業の必要性の視点でありますように②の定量的評価のところ、通常交通円滑化効果の3便益に加えまして先ほどの鞍作線と同じように、ここは歩道が拡幅されるため歩行の安全性と快適性の向上について定量的な評価を行っております。事業の必要性の⑤では、本路線は大型車の交通量が非常に多く、かつ沿道利用は工場から大型店舗等と用途が変化してきております。現道の歩道幅員は狭く、交通安全上課題があるために歩行者、自転車等の安全性の向上を図る必要があることから、歩道拡幅整備の必要性は依然として高いと考えております。4番の事業実施の実現の見通しの視点です。未着工あるいは事業が長期化している理由につきましては、本路線は重点的に投資を行う路線に位置付けておりませんので限定的な事業実施にとどめざるを得ない状況で事業が長期化しているという状況です。対応方針ですが、本路線への重点的な予算配分は厳しい状況で、限定的な事業実施にとどめざるを得ず、建築制限が課されております権利者の方への買取要望や、道路利用者の安全性の確保として、まとまった用地が確保された区間においては暫定的に歩行空間を整備する等の対応に努めていきたいと考えておまして、事業継続Cとしております。

続きまして十三吹田線になります。東淀川区淡路2丁目から西淡路5丁目まで事業をしております。幅員25メートルの新しい道路を整備する事業になっております。事業の必要性につきましては、本路線の整備により淀川区から吹田市に至る幹線道路ネットワークの形成、また、道路現況が狭い道路が多い、当該地区の歩行者等の安全性の向上、防災性の向上が図られることから道路整備の必要性は依然として高いものとしております。この路線につきましても、重点的に整備する路線には位置付けておりませんので、権利者の方への買取要望などに対応を努めることから事業継続Cとしております。

続きまして、天王寺大和川線になります。事業番号5番になります。阿倍野区天王寺から東住吉区を経由しまして、住吉区山之内元町までの延長約5.5キロメートルの阪和線の沿線に延びる都市計画道路になっております。この路線につきましては、平成20年度から地域協働で事業計画について、地域の方とワークショップなどを持ちながらいろいろと事業内容について検討を進めてきておまして、平成25年3月に地域協働でまとめた基本計画検討案というものを策定し公表しております。この路線につきましては通常の幹線道路と違いまして、標準幅員29メートルに対しまして2車線の道路と歩道を整備する。残りの空間につきましては、緑地を整備するということから、公園としての便益なども盛り込みながら定量的な効果について把握しているところです。事業の必要としましては、阪和線各駅へのアクセス機能、交通結節点、沿道公園との連携によるアメニティ空間機能、防災空間機能といった多様な役割を担う道路であり、その必要性は依然として高いものです。地域協働の取組みにより本事業への関心の高さや阪和線の連続立体交差事業の完了により、広大な空間が広がっている状況から早期の事業推進への期待も高いという状況です。この事業の進め方、対応方針ですが、当面は延長が5.5キロメートルと非常に長い事業になっておりますので、まずは駅周辺部、人の集まる駅周辺部から事業を行いたいと考えておまして、来年度から先行埋設工事、平成30年度からは、今予定しておりますのは鶴ヶ丘駅周辺から事業着手して、順次駅周辺部を整備していき、そのあとに駅をつなぐ区間について整備をしていくということで考えており、事業継続Bとしております。

続きまして、事業番号6番になります。長柄堺線、愛称道路名として、あべの筋と言われているものでございます。この事業内容につきましては現道が34メートルから40メートルの幅員を40メートルの幅員に拡幅する事業になっております。定量的な効果としましては交通円滑化効果に加えて、歩行の安全性と快適性の向上を定量的に評価しております。現道が幅員4メートルの歩道を5.5メートルの1.5メートル拡幅することによる快適性の向上ということの数値化をしております。あと事業の必要性ですが、本市の都心部を南北に貫く主要

幹線道路でありまして、主要ターミナルである天王寺駅へアクセス道路であり、当該区間の周辺では阿倍野市街地再開発事業による面的整備が実施されております。幹線道路の交通ネットワークは緊急道路の確保、歩行者等の安全性の確保の観点から事業性の必要性は高いとしております。未着工、事業が長期化している理由ですが、沿線が商業地域となっており、通常の住居系の地域の用地買収をするよりも時間を要していること、あと、阿倍野再開発事業との事業間での調整や、事業内容の調整に時間を要していることから、現在まで時間がかかっているという状況です。今後の事業の見通しですが、残りの用地取得に必要な件数が少ない、7件の件数と確認しておりまして、この用地取得が終われば集中的な工事により事業完了の見込みがあると、考えております。対応方針としましては、都心部における機能的効率的な幹線道路ネットワークを形成し、アクセス性の向上と歩行者の安全、安心な通行空間を確保するために必要な事業である。また、阿倍野再開発事業と連携した整備を進める必要性があることなどから、事業継続Aとしております。

続きまして、木津川平野線でございます。松虫通という愛称名がついているところです。西成区千本北で事業をしているところで、事業内容につきましては、現道幅員4.5メートルを25メートルへ拡幅し、両側2車線、4.5メートルの両側歩道を設置する事業です。この路線につきましても、通常交通3便益に加えまして、都市防災性向上効果ということで、延焼遮断効果、人命保護効果を数値化したものを計上しております。事業の必要性につきましては、道路ネットワークの形成による交通の円滑化や、歩車分離による安全、安心な道路空間の確保、さらには密集市街地における災害時の延焼遮断帯や、避難路にも寄与するものとして、道路整備の必要性は依然として高いものとしております。対応方針ですが、本路線は、本市南西部における東西方向の機能的な道路ネットワークを形成すること。アクセス性の向上と、歩行者等の安全、安心な歩行空間を確保するとともに、緊急時の避難路等として必要な事業となっております。大阪市の密集市街地重点整備プログラムにおいて、密集市街地としての重点的に整備する路線として位置付けられておりますし、冒頭で、局の経営方針にもありましたように、重点的に取り組む課題として位置付けられています。そのため、事業実施については、進捗を図ることから事業継続Aとしております。

事業番号8番につきましては、正蓮寺川公園整備と一体的に整備するという事業内容になっておりますので、公園事業の方で一括して説明させていただきたいと思っております。

内田座長

事業の番号で1から7まで説明いただきました。まずフリーに質疑応答をしたあとに、1件ずつ確認していきたいと思っております。松井委員いかがですか。

松井委員

7番までの方針はこれでよいかと思っております。あべの筋などは、かなり大阪でも重点的に開発していこうというところであるにも関わらず、今はまだちょっと道路は工事中になっていまして、33年度までには完了させるという予定ということですが、これをもう少し早めるとか、そういうことはないのでしょうか。

石井課長

そうですね。今の権利者さんとの調整状況なども踏まえまして、これぐらいの予定を見込んでいます。

水谷委員

ちょっと、気になる場所がありまして、事業番号が5番のところ。前回の対応方針が継続Aで、今回、進められてかなりのところまでいって、図の3-1を見ると、用地取得がほぼ、この予定を見る限りはいけていて。予算の関係上、駅周辺のところからスタート、続けていくというご説明だったと思いますが、気になったのは、継続Bにして、Aより1ランク落とすというのはなぜなのかと思われました。そして、新たに事業番号6、7、8とか、新しい事業が入ってそれが継続Aになっていると。これがBに格下げっていったらおかしいですが、そうされる理由ってというのは何かあるのですか。私自身、ずっと前回から言っていて、事業が長期化するっていうことを、できるだけ早くにこの必要性があって、それを実施していくっていうのが役割で、市民の方も望んでおられる。ただ、制約条件が予算の関係上とか、用地取得が困難であるとかいろいろ、諸々あるけれども、事業期間が長くなればなるほど、そのために失った機会費用というのは本当に大きいわけです。そういうのをだらだらと

やっているというふうに誤解されると、非常に事業を行う側としても困るだろうということで、5番に関しては、なぜAだったのがBに格下げという、その辺がちょっと気になるというのが1点、説明をいただければと思います。それから2点目ですけども、事業番号2、3、4に関して継続Cという形で予算の範囲内でやるっていうことで、それは理解しました。ただ、そのなかで安全性とかいろいろ地域のところで、懸念はないのかどうか。これに関してもきちんと把握できているのかどうかっていうのがあります。特に事業番号2番が前回と比べても進捗率が変わっていない状況ですよ。

石井課長 はい。

水谷委員 だからそのところが、予算がありながらいいながら、他のところは細々ながらでも進んでいますけれども、重要なところに関してはある程度対応はできているのかどうか、その2点に関してちょっと説明いただければと思います。

石井課長 まず1点目。事業番号5番、天王寺大和川線の評価が前回から変わったという点ですが、前回評価時点では、みち・みどり会議という地域協働の会議をまさしくやっております、そのなかで事業計画検討案というものをとりまとめて、まさしく地域協働の真っ盛り的时候了。当時はやはり事業についても具体的な進捗の方法までは話し合っておりませんでした。やはり全体的に事業を進めていきたいという考えでAにしておりました。ここ数年は財政状況も厳しいということもありまして、まずは整備効果を発現するために駅周辺部から段階的に整備を図って、皆様に整備効果を享受していただきたいと考えております。1度にはかかれませんので段階的な整備ということで事業の進捗を1段階落としているところもありまして、Bにしております。

内田座長 このあたり、いかがでしょうか。B/Cの観点とか、位置付け等を変える時期になってきて、全体を見直していくと、本当にこの事業の内容が必要かどうか、というところまで行きかねないような感じもします。なぜ止まっているのか。

進んでいるように見えますけど、実際にはあんまり前に進んでなくて、なおかつAからBに格下げされた、いったいどこに行くのでしょうかっていうような、素直な印象としてあります。

石井課長 まず事業内容につきましては今までどおり市民の方と共有している事業内容について進めていきたいということで、進めています。そのなかで、やはり財源的に。

内田座長 それが、今までAでやっていたのがうまくいなくて、何でそれがまた急に今回はBにしても着実に前に進むのでしょうか。

石井課長 Bでも予算の範囲内で着実に進めておりますし、特に今回Aにしておりましたのは、この全体的な整備の進め方で、説明させていただきましたように、この4つの視点です。密集市街地ですとか他の事業と連携して進める路線、淀川左岸線、用地取得率が高いような路線について重点的に進めていくということにしています。それ以外のものでも工夫して段階的な整備とかが行えるものにつきましては、Bとかそういう評価にしているということ。

水谷委員 座長も私もイメージとして予算の範囲内で、どこに進めていくのかというときに、事業継続がAのグループとかBのグループ、Cのグループ、もっと下になると塩漬けとか見直しとかっていうのがありますよね。Aのグループでやる時にそのなかでお金をどの程度Aのグループに配分するか、Bのところに配分するかっていうのは、多分市が決められると思います。そうするとAで今まで進めていって、もうここまできていました、駅のところを重点的にやるっていうことはわかりますが、Aのなかで、それをやるっていうのだったらわかるんだけど、Bのグループにあって、その中でやるって言われると、今までそのAのグループの重要で、先にやっていくところからは落ちてきたようにとられますよね。新たな事業をどんどん入ってくる時に、それがAというふうに追い越して入ってくると、じゃあ今までのこの事業は何だったんだろうな、そこまで必要じゃなかったのかっていうふうに思われてしま

う。それが環境の変化や何かがあればわかりますが、そうではないのにBっていうのはちょっと見たところおかしいかなと感じます。

内田座長 後ほどメインでやるとして、単純な質問としては全体の事業量の話があるので、Aをつける点数っていうのはやっぱりこれぐらいまでっていう、ざっくりとした枠みたいなものが当然あるという理解でよろしいですか。

石井課長 枠といいますか、位置付けですね。

内田座長 むやみやたらにAがつくものではないということですか。

石井課長 はい、ないです。厳選して、やはり選択と集中ということを我々言っていますが、そのなかでもこういう項目、密集市街地ですとか他事業関連については事業を進捗したい。

内田座長 だから今回、特にあべの筋とか、新しく入ってきたものの方がより重要度は当然高い。だから残念ながら、1個下げましたとかいうようなことだと。そういう理解でよろしいですか。

石井課長 あべの筋でも木津川平野線でも、密集市街地ですとか関連事業の工期がありますので、それに進捗を合わせていかなければいけない、というところで特に優先的にやっていく必要があると考えていますので、Aとしております。

内田座長 当初の評価の内容としてはそういった考えでやられたということですね。

石井課長 はい。

内田座長 その妥当性についてはまた後ほど。

水谷委員 いろいろと事情があるっていうのはわかりますけど、1番最初の資料で説明されたように、都市計画設置決定をされるとか、事業を開始するとかってなると、かなり法律上の制約がかかってきますよね。住んでいる人にとっても何十年って渡ってかかると、生活に関しての影響が出てくるというのがあります。当然、用地を取得すれば、従来であれば税金、固定資産税やいろいろ入って、収入がなくなるっていうような状況がありますよね。ということをもろもろ考えると、事業というのはできるだけ早く、計画にのっとってやるべきだと私は思っています。それをなしに、次から次へと来るっていうところは、私自身もいろいろ都市計画決定される所と別だっていうのは理解していますが、そういうのも考えながらやらないといけないと思っています。そこは大きな問題点だっていうのは、前から指摘しています。ですから、今ちょっと聞いていると、全体の計画のなかで、ここまでをやるのが事業継続Aのレベルで、ここまで来たら例えば安全性とか防災上の観点からはもうクリアしたので、1段階下げても大丈夫だろうっていう、何かそういうふうな判断をされていることかなと理解したのですが、事業を進めるうえで説明できるような、外にもわかるようなものにしていかないと、この事業がAで優先的に早く進めないといけない事業全体が、っていうふうに見られてしまうとやはり誤解されるかなと思います。その辺はちょっと今後の検討課題ではないかと思っております。

内田座長 後ほどまた細かくやるとして、もう1つのご質問に対して、継続Cの計画について伺います。

石井課長 継続のCのなかでも事業がいくらか進捗しているものと全く進捗してないものがあります。全く進捗してないものにつきましては、その間に権利者の方から買取要望がなかった、もしくは要望があっても金額が折り合わない、境界確定ができない等の理由で契約まで至らなかったという状況です。それ以外の進捗している分については、買取要望があって契約まで至って取得ができたという違いです。

内田座長 よろしいですか。高瀬委員、どうぞ。

高瀬委員 私も、ちょっとその事業番号2、3、4のところが少し気になっていました。お話を聞いていると、全て事業の必要性はありますけれども、厳しい予算の関係で進捗が残念ながらでき

てない、という意味では、2、3、4は共通しているようです。ただ、今のお話を聞いていると、買取請求があった場合は、予算の範囲で応じるので進捗はしますが、というふうに説明が聞こえます。事業の必要性があるのなら、予算の範囲はもちろんあることは理解しますが、やっぱり行政としては働きかけを待つのではなくて、必要な範囲で何かをしていく、予算だけではないファクターがあるはずで、そのあたりをご検討されているのかどうか。そうじゃないと予算はだんだん厳しくなっていくって、必要性はあるけど予算がつかないからということで、ずっとCだったら、だんだんずっとDとかEとかになっていって落ちていくというふうなことが若干懸念されます。予算以外の何か、あるいは予算が少しであっても動くような、何かそういうことをご検討されているのかどうか、5年間、全く予算の執行状況は一緒というのは、やっぱりある意味すごく事業の必要性があると言いながら、不自然な結果であるような気がして、買取請求を待つだけではなくて、何かご検討をいただければというふうに思います。

内田座長 実態としてはいかがですかね、なんらかの問いかけみたいなものは地元に対して行われたのでしょうか。

石井課長 なかなか財源の裏づけがないと積極的に交渉にいけない、というところがあります。急な買取要望については、先ほど言いましたように、一般会計とは別に基金というものがありまして、不動産運用基金という別の財源がありますので、それで一旦対応しております。今後、ここでも示しておりますように、数年間で大きな事業が終わる見込みもあります。重点的に整備している路線、具体的に目処が立っている路線については、完了年度を入れるような工夫をしています。平成29年度や30年度に、一定の都市計画道路の整備が終わる見込みがありまして、その事業の進捗状況によって、次に控えております、CですとかBの方の事業に重点的に予算を配付していきたいと考えております。

内田座長 一旦止めちゃうと、また復活するのは大変だし、事業費、当面の2、3年で見るとやっぱり厳しいから積極的には動けない。それで、4、5年後、いけそうだから残しておきたい。

石井課長 そうですね、だいぶ長い期間の後じゃなく、数年後には重点的に予算を配付する見込みがある。

内田座長 その辺が結局事業継続のタイプとして、CとDの間が何かしら欲しいところかなとは思いますが、

石井課長 都市計画法に基づいて進めておりますので、どうしても事業をやめてしまふとかになりますと、そうですね。

内田座長 今おっしゃられたようなのがうかがえるような、この頃になるともっと積極的にいけるからとかいうようなあたりがうかがえるといいのかな、というふうには思います。どうしても冒頭、水谷委員からも指摘があったように、ずっと何の進行もないのになぜ事業継続Cなのっていうあたりはやはり気になるころではあります。だから似たような話、前々から指摘されていると思いますけれども、調書の表現の仕方をさらに一段と工夫していただいて、中身のわかるような、それで本当にしばらくできないものであれば、やはりDに近いようなものでもやらざるを得ないような状況になってくると思います。やっぱり権利制限がかかっていますから、という話に戻ってしまうと思います。松井委員いかがですか、改めて何かご質問がありましたらお願いします。

松井委員 例えば今、5年に1度の再評価というところで、今回の再評価される事業の一覧を見せていただいている、難しいのかもしれませんが、全体の事業がある程度見えていると、これがCになると言われても、やむを得ないという、これだけAなりBがあるのなら、この事業はCでも仕方がないというのが見えてくるのかも知れないですが。本有識者会議の性格上、こういった資料になって、こういう方式になりますので、非常にこのCに違和感があるように見えます。

内田座長 資料 2-1 のようなこういった一覧表形式で示していただいている、ここからバランスみたいなものを我々が考えてくださいよっていうのもあるのかなと思いますけども。実際担当の部局の原案としてはやはり予算スケールとかを考えて当然、軽重つけてやられていると。

石井課長 はい。

内田座長 説明いただく時にはもうちょっと補足的な話をさせていただけるとありがたいかなと思いますが。もうあまり時間もありませんので、個別、具体のものについてちょっとご意見をまとめていきたいと思います。確認を取りたいことについてまずまとめさせていただきますけれども、再評価及び対応方針、調書に書かれている内容の本趣旨について妥当と思ったかどうか。妥当でないと思った場合にはどこに疑問、疑義、問題点があったかどうか。妥当であると、まだ妥当でないというような強い判断までいってないとか、さらに追加が必要ということであればどこなのか、というようなことを明らかにしていきます。追加を求めるまでもなく妥当ではない、という判断ももちろんあります。これらを確認させていただきたいと思います。ではまず、事業番号の 1 番、河堀口舎利寺線についてです。いかかでしょうか。これは前回継続 B であったのが、継続 A に、位置付けが上がっております。形式的な話ですけども調書において、定量的効果の具体的な内容においては、調書の 1 ページ目、項目が漏れていて、都市防災の向上っていうのが非常に大きいということで、それでだと思いますが継続の A に上っているということです。いかがですか。この件、A に上げてということでもよろしいですか。ただ、これこそ前回、なんで B だったのでしょうか。別にまわりが改良が必要な地区であるというのは何も変わってないと思いますけれども。

石井課長 変わってないですね。特に、事業の完了時期も明確になってきておりますので、収束に向けて集中的に事業の進捗を図りたいということも含めまして、事業完了に向けて A としております。

内田座長 必要性はあるから B ではあったと。ただ、明示して最後の一押しというほどまで、まだ事業が進んでいなかった。いわゆる最後の段階にきたので A に上がったということですか。

石井課長 はい。

水谷委員 そうすると 6 とか 7 とかは最後の一押しというところにもいかないのですか。

内田座長 7 とかは、本当にいけるのでしょうか、という心配も出てきますけど。そういう意味では、むしろ密集市街地、都市防災の機能を向上することに対する位置付けが変わってきたということですか。

石井課長 そうですね、説明もありましたけど、先ほどの大阪市の密集住宅市街地重点整備プログラムというのは平成 26 年に公表しております。前回再評価を受けた以降に公表しまして、生野南部地区の面的な整備も含めて、重点的に整備していこうという位置付けがより強まっているというところなんです。

内田座長 ということは 1 番、7 番というのは、平成 26 年以降のその防災関連の話で非常に優先度が上がったことによる変更ということで理解してよろしいですか。

石井課長 はい。

内田座長 それでは、1 について妥当ということでもよろしいでしょうか。

高瀬委員 結論としてはいいと思いますけれども、完了予定が 34 年ということで、75 パーセントから 79 パーセントになって、あと 21 パーセントということになるとは思いますけど。B から A に変わった結論を後押しするものの、変わった具体的な事情と申しますか、用地取得がもうほとんど可能性が高くなったとか、単なる事業の中身の変化だけではなくて、何かあと 21 パーセントに対する完成ができる見通しなり、客観的な事情の変化なり、付け加えられたものというものはあるのでしょうか。

- 石井課長 現場レベルの話ですけれども、地権者さんとの交渉が、かなり円滑に進んできたというところがございます。そのため対面通行化の目処が出てきていますので、全体として一定の整備効果を見込んでいるというところです。
- 内田座長 それでしたら、まとめていただいている分の方が見やすいので。資料 2-1 のところで、事業番号 1 のところですが、事業費の増減、完了年度の延長理由。第 2 項が延長理由を書いていますけれども、延長した結果、新しい期限になったらいけるよっていうのを書き加えていただけるとよろしいかと思えます。ただ単に、権利者との協議に時間がかかった、じゃあ、どうなんのっていうことになりますので。非常に重要なことについては目処が立ったから平成 34 年、新しいところだったらオッケーだと。大丈夫ですよ。
- 石井課長 それで進めます。
- 内田座長 それでは、先に進めたいと思います。2 番、鞍作線はいかがでしょう。事業進捗率に変化がない。他のところも変化があるといっても、3 番、4 番似たようなものですがどうか。
- 高瀬委員 これは 2、3、4 と同じようなパターンになってくると先ほどご説明いただきましたが、これは予算を見ますと 25 億円でこれまでの投資額が 22 億円、残り 3 億円ですよ。事業継続は C となっていて、場合によっては予算がつかなければ、事業進捗がないままとなる可能性が非常に危惧されます。そうしますと、残り 3 億円が安いというわけではないですが、最後まで完成させるというような形にはいかないですか。予算を重点的につけて、事業を停滞化させないような考え方はできないでしょうか。
- 石井課長 そうですね、委員が言われるように他の路線に比べてかなり残事業費が少ない状況ではありますが、やはり重点的に進める路線にどうしても予算の方が流れているということで、そういう路線は早期に完了して、そのうち重点的に整備を図っていきたいというふうに考えています。適宜、買取要望があれば、予算を使わない基金で対応して行って、暫定整備などは図っていききたいなと思っています。
- 内田座長 いかがですか。高瀬委員。
- 高瀬委員 結論としては特に、それで結構です。
- 内田座長 妥当ということでよろしいですか。それでは改めて進めさせていただきますが、2 番、3 番、4 番と全て継続 C ということでよろしいでしょうか。では、5 番の天王寺大和川線が継続 B ということでありますが、先ほどの話なのでちょっと後回ししましょうか。飛ばして 6 番の長柄塚線から 7 番木津川平野線これは今回初めて対象になっております。継続の A ということでありますが、これらについていかがでしょうか。
- 水谷委員 予算だけの話だけでいくと、上のところが B にしてなんでこっちに持ってくるのかという説明がたぶん求められてくるだろうと思います。だからそのところを防災上の観点でそれをやったとかを含めて、ちょっとここに書いてある説明だけでは弱いかなと思います。別に 6、7 に関して A にされるっていうことに関しては特にはないのですが。
- 内田座長 再度整理すると、1 と 7 に関してこれが A に上がっているのは、防災面を重視することになったということですよ。6 の長柄塚についてはどういう理由で A になったのでしょうか。
- 石井課長 阿倍野再開発事業は、平成 29 年度に一定の事業収束を迎えるということで、それと間を空けずに事業完了する必要がある、連続的に事業を進めていきたいと考えています。
- 内田座長 事業開始が 24 年ですね。これもそもそもの、もうちょっと事業化以前から見ると、すごく長い年数がかかっているわけですよ。
- 石井課長 都市計画決定からです。

内田座長 ようやく事業化してから現在の進捗状況が15パーセントっていうのは、もうこれは何でここまで遅かったのかっていう話は、やっぱりあると思います。それが後もうちょっと、特に問題になっている用地買収、権利者との協議について目処が立ってきたっていうような、先程ご説明だったかと思いますが。もちろん重要度が高いというのはわかりますが。ただ単に期限が見えているからAだと、見えてないからBだというものじゃないと思います。

これは24年度に開始して今まで手間取ったのは、本体の区間整備の他の所に時間がかかったからということになるのですか。

石井課長 事業上の関連はありますが、阿倍野再開発事業そのものが用地買収に何か影響をあたえるとかいうものではないです。

内田座長 単純に用地買収に時間がかかっているということですか。

石井課長 はい。特にアーケードを含めまして、商店街になっておりますので、やはりそこは一般のご家庭、住居地域との交渉とは進め方が異なります。補償の考え方は一緒ですけど、やはりご商売されている方相手になりますので、ご商売の影響などについて考慮すると交渉に時間がかかります。

内田座長 だんだんあのあたりも商店街ではなくなってマンションに変わったりとかそういった環境の変化でようやく売っていただけるようになってきたという感じですか。これもまたなぜ再評価の対象になって、今回は大丈夫かというあたりでちょっと気になって質問をしています。

結構です。このあたりいかがですか。重要さについては別に問題ないかと思っておりますので、今日ご説明いただいた内容で妥当ということによろしいでしょうか。では5番ですが、水谷委員いかがですか。

水谷委員 理由の説明を加えた方がいいのではないかと思います。私はAでもいいと思いますけれども、Bで絶対だめだって言うつもりはございません。ですが説明のところで例えば重要な事業であることは変わりなくて、予算の関係上、できれば早く進めていくことに努めている。ただし、今回のところまででいくと、防災上の観点から、十分に優先のところは完了したので、残りは事業を進めるのに駅周辺から予算の関係上、重点的にやるので、それに関して他の事業と比較してBというふうにした、とか。その辺の文言のいい方を、先ほど説明していただいたようなことを加えないと、もう少し丁寧に見みないと、ここのところの事業が1ランク落ちた事業ではないかっていうふうに思われますので。個人的にはAでもいいのではないかと思いますけれども、そこまでは強くは言いませんが。その辺の説明の工夫をしていただければと思います。

内田座長 ご提案いただいたのは、説明、例えば駅周辺部を先に実施するのだと。それについては、この頃までがんばってやるのだと。他のことについてはやっぱり地域の住民との関係もありますし。というようなあたりをもうちょっと補っていただくということだと思います。一番地域の要望もあるし、効果が発現する部分については確実に今までと同じように早期に完了することを目指しているというのは、あるという理解でよろしいですかね。

石井課長 はい。

内田座長 松井委員はいかがですか。

松井委員 この事業に関しては、きっちりと絵は描けているという理解でよろしいでしょうか。

石井課長 はい。平成25年3月に、地域の方のご意見をいただいた基本計画検討案というのをを出しています。それを基に、交通流について警察、交通管理者さんと協議し、基本設計というものを申しまして、今年の8月の末に改めて3区、阿倍野区、東住吉区、住吉区の地域の方に説明会の場を設けて説明をさせていただいたところです。その中でも若干の微修正はありますが、基本的には大筋は地域の方に一旦周知も含めてさせていただいたところです。

松井委員 用地買収がうまくできて、予算さえあれば確実に完了できる事業と考えてよろしいですか。

石井課長 そうです。用地取得につきましても、個人の地権者さんは何件かありますけども、大部分を JR さんが持っておられますので、公的といいますか、そういう特定の方が多くの用地を持っておられますので、その交渉は他の一般の地権者よりはしやすいというふうに思っています。

内田座長 つまり駅間整備については逆にいうと先送りするのですか。

石井課長 はい。そうです。

内田座長 絵は描いているけれども、ちょっとのんびりやっていくわけですね。

石井課長 駅周辺の後というふうに考えています。

内田座長 だからそのあたり、やっぱり事業の進め方としては位置付けがちょっと変わっているの
で、そのあたりを適切に表現していただきたいなと思います。むやみに下げたわけではない
けれどもその位置付けは明らかに変わっている。高瀬委員いかがですか。

高瀬委員 そういう補充説明でわかりやすくしていただければ、結論的には異議はありません。

内田座長 そのままでいいですか。では、先ほどまとめてご説明いただいた、1 から 7 の案については
結論としては妥当だということで、ただ 5 の事業に関しては説明の仕方をもう少し工夫して
いただいとということですけども。その変えたものについて再度確認というのは、メール等
では皆さんにお示ししますけども、座長一任ということによろしいでしょうか。

水谷委員 はい。

内田座長 ありがとうございます。では、次の案件にいきたいと思います。一覧表で言いますと、8
番、9 番、正蓮寺川公園に関係する部分ということで、説明をよろしくお願いします。

松本課長 建設局公園緑化部調整課長の松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。まず前
段のおことわりでございます。事務局の方からも冒頭、説明ご報告をいただきましたけれど
も、資料の差し替えをお願いしたいと思います。縦長の元々の資料の中に挟まっておりました、
資料 2-5 の前方から 2 枚の分が別途 A4 の横長でお配りをさせていただきました右肩に資料
2-5 と書いた資料、都合 6 ページになってございますが、こちらの方で差し替えという形
でお願いをいたしたいと思います。資料番号が入ってなくて大変恐縮でございます。元々の
資料でいきますと、具体の調書を、正蓮寺川公園、調書事業番号 9 と書いたもの以降はその
まま説明に用いさせていただきます。前の 2 枚だけを、別途お配りをさせていただいた資料
でご説明をさせていただくという形でご了承をいただきたいと思います。よろしいでしょ
うか。

内田座長 はい。

松本課長 それでは、具体の説明に入らせていただきます。A4 の横長の方をご覧いただきたいと思
います。まずは、前段で公園整備事業の実施状況の説明をさせていただきます。この 1 枚目、
番号を振ってございませぬけど、1 ページ目でございます。建設局の運営方針の中で、どのよ
うな位置付けになっているかというところでございます。魅力ある都市空間の創出に向けま
して、良好な都市環境の創出に取り組むことであつたり、南海トラフ巨大地震を踏まえた対
策強化のために、災害に備えた都市基盤施設の機能拡充などを図りまして、安全・安心な市
民生活を実現することとしておるところでございます。また、平成 25 年度に策定をいたしま
した、新・大阪市緑の基本計画におきまして、5 つの基本方針を掲げていますけれども、その
中の、みどりの基盤を構築する、というところの、人と自然が共生する都市環境の創出、と
いうところに公園事業の方の位置付けがしてございます。さらに、今回の再評価対象事業で
ございます。正蓮寺川公園につきましては、本市の地域防災計画におきましても避難場所に

なる公園として位置付けをしておるところでございます。資料の次のページをご覧くださいと思います。事業計画・事業箇所図というシートでございます。こちらの方は現在事業中、もしくは事業計画を進めてございます公園の方を、図示をしておるとい資料でございます。既に、事業認可を取得しているもの、あるいは関連事業の事業計画があるもの、さらに公園用地として用地を取得済みのものから、優先的に整備を着手しておるところでございます。次のページでございます。事業費の推移というところのシートでございます。グラフは過去10年間におけます、公園事業全体としての事業費の推移を示してございます。平成19年度、グラフの下、少し黒くハッチングしているところで、公園事業費という形で平成19年度のところをご覧くださいますと、90億円、単位は億円でございます。90億円から、右端の平成28年度には81億円ということで、約90パーセントの状況となっております。関連しまして次のページ、実質には4ページ目のところをご覧くださいと思いますけれども、こちらは新設公園、先ほどの公園事業費の中で新設公園にかかるところを、同じくグラフの下ハッチングしてあるところで示してございます。こちらの方で、平成19年33億円から、平成28年度22億円ということで、新設公園にあてます経費についてもおよそ6割というふうな状況になってございます。ちなみに、26年度、27年度の、2か年、それぞれ58億円、64億円とそれまでよりも頭が2つぐらい飛び出てるような状況でございますけれども、こちらの方は用地の繰戻し分を促進するというふうな措置が行われまして、それに伴うものでございまして、実質的には26年度、27年度の約20億円という形で、同じようなレベルで推移をしておるところでございます。続きまして、次のページでございます。選択と集中の考え方等につきまして、ご説明をさせていただきます。新設関連の事業費につきましてはピーク時、資料にも記載しておりますが、平成9年度がピーク時でございまして、こちらの予算額が約329億円ございましたけれども、先ほどの資料のとおり、平成28年度におきましては22億円と激減しておるとい状況でございます。しかしながら、今後も本市の財政状況は当面厳しい状況は続くとは思われますけれども、なんとか事業費の確保、これまで以上の確保に努めてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。事業の選択と集中という考え方、というところに記載してありますように、今後の公園事業につきましては優先順位の考え方でございますが、まず事業認可を取得するなど既に事業着手をしている公園、それから区画整理事業等、関連事業の事業計画がある公園、さらには用地取得済みで未整備である、いうふうな公園から優先的に整備を行って、早期の開設を目指して、限られた財源の中ではございますけれども、この事業を推進してまいりたいというふうにご考えております。次の最後の6ページ目ですけれども実施中事業一覧というところでございます。下から6行目ですか、正蓮寺川公園につきましてハッチングしているところでございます。こちらの方ですね、整備面積ベースの進捗率という欄で0パーセントというふうになっておりますけれども、いわゆるその用地費に相当します覆蓋負担金を、この間、事業費を充当してございまして、継続的に事業実施を図っているところでございます。ちなみに今年度から一部区間におきまして、公園整備をスタートするという予定になってございます。まず公園整備事業、全体としてのご説明は以上でございます。

松本課長

では次に元の資料の3枚目ですね、差し替え以前の資料の3枚目のところ右肩に事業番号9番に書いてあるところの資料以降で具体的な正蓮寺川公園整備におけます調書をご説明させていただきます。まず、事業概要のところでございますが、先ほどと少し重複はいたしますけれども、この正蓮寺川公園につきましては、阪神高速道路、それから大阪府、大阪市、相互に協力して正蓮寺川公園総合整備事業の一環として連携して協力して進めておる事業でございます。大阪市の内部では、我々、公園事業者、それから歩行者専用道路を整備する街路事業、さらには下水道施設を整備する下水道事業の、3者の関連事業となっております。お手元の資料を1枚めくっていただきますと、図1というのが、正蓮寺川公園の位置図という資料がございます。こちらをあわせてご覧をいただければと思いますが、こちらの位置図をご覧くださいますと、おわかりいただけますように、此花区の正蓮寺川の周辺のエリアにおきましては、例えば国道の43号線であったり、正蓮寺川そのものの河川、あるいは六軒家川というようなところの河川で、地域の方が分断をされてございまして、安全で快適な日常生活を送るために必要な緑地や歩行者空間などのオープンスペースが不足して

いるという状況でございます。それらを受けまして、正蓮寺川公園を今回埋め立てまして、地下にある阪神高速の部分ですね、その上面を、いわゆる蓋掛けをして、その上部空間を有効活用して公園と歩行者専用道を造るという事業でございます。全体面積は資料図1の下の方でございますように、ハッチングしている部分、これが正蓮寺川公園全体でございます。エリアを示しております、全体面積18.8ヘクタール。延長約2.6キロメートルというふうになってございます。この公園の中に公園の園の機能を兼用いたします正蓮寺川の歩行者専用道を含むという構造になってございます。

松本課長

調書にお戻りいただきまして「3事業の必要性の視点」の①のところですね、社会情勢の変化のところでございます。社会情勢の変化といたしましては、平成27年度に川の中の阪神高速、淀川左岸線の整備は完了いたしまして、引き続いて街路事業をはじめとした関連事業との連携した事業推進を図る必要があるんですけども、近年、いわゆる国の交付金の配分額が低下傾向でもございまして、厳しい財政状況の中で18.8ヘクタールというのは、広大な公園整備事業の実施が必要となっている状況でございます。今年度、28年度の建設局の運営方針の中では、魅力ある都市空間の創出に向けて良好な都市環境の創出に向けて取り組む、というふうにしてございまして、こちらの方、公園は地域の方からも早期の事業の実現を強く望まれている状況でございます。「3事業の必要性の視点」の②定量的効果の具体的な内容、というあたりでございますが、公園におきます費用対効果分析の概略、その中でも定量的な効果の具体的な内容といたしましては、調書の方に①、②を記載しておりますが、直接的利用価値と間接的利用価値の主にはこの2つの効果を算出いたします。直接的利用価値としては、直接公園をご利用いただくことによって生じる価値ということで、例えば、健康が増進される、レクリエーションの場が提供される等々の効果でございます。それから、間接的利用価値につきましては、例えば、存在することによって火災延焼の防止であったり、二酸化炭素を吸収したりといったことがございます。その他定性的な効果といたしましては3の④のところに記載してあるような効果が見込まれます。算出にあたりましては国土交通省で作成をいたしております大規模公園費用対効果分析マニュアル、こちらをよりどころとして算出をしております。その結果、費用対効果分析の結果はB/C8.0というふうになってございまして、本事業のいわゆる事業効果が高いというふうに考えているところでございます。なお、先ほども申し上げましたが、分析に際しましては公園の沿道機能を兼ねます歩行者専用道と合わせて、効果の算出をしているということでございます。

それから調書の裏面の方、4番目の事業の実現見通しの視点というところをご覧いただきたいと思っております。こちらの方で今回、評価時点、平成28年3月の欄で③、総事業費の1、2、3、一番下のところ、進捗率というところが31パーセントというふうになってございます。先ほども触れましたが、既投資額の主なものといたしましては、阪神高速道路へのいわゆるカバー負担金でございます。それから、事業が長期化をしている理由というところでございます。こちらの方は正蓮寺川公園の総合整備事業が非常に多くの関係事業者との関わりがございまして、その中で事業連携を行った上で事業を推進しているところでございますけれども、今回の場合は、先行をしておりました阪神高速道路の方が基盤高さの関係等々で、関係事業者との協議に時間を要した都合上、完了年度を少し先送りされたということに伴いまして、公園の方も、あるいは歩行者専用道路の方も遅れてきているというところでございます。先ほど申し上げましたけれども、一応、阪神高速道路の方は平成27年度末に完成をいたしまして、今年度、平成28年度から一部区間におきまして公園整備の方にも、あるいは歩行者専用道路工事の方も着工いたします予定でございます。このようなことで、引き続いて関連事業との工事進捗、調整、緩和等を行いながら、今後も予算の範囲内ではございますけれども、着実な事業実施を図りまして、正蓮寺川公園の総合整備事業の全体の完成目途となっております。平成37年度の事業完了というのを目指しまして、今回の評価分類につきましては、事業継続Bということで、置いております。簡単ではございますけど、説明に代えさせていただきます。よろしくお願いたします。

内田座長

街路事業の調書は、よろしいですか。見ればわかるという範囲かと思っております。それでは、ご説明いただいた、正蓮寺川公園部分と、街路事業の部分も含めていかがでしょうか。事業

の中身について疑問等はないかと思いますが、私から1点だけ。便益を出すときに、大規模公園の考え方を適用されていますけれども。確かに面積から見たら大規模公園かも知れませんが、単に細長いところですね。

松本課長

一定おっしゃるところも検討いたしましたけれども、一応国の方のマニュアルでは、大規模というのには10ヘクタール以上というふうなところで、一定線をひかれておりました。

内田座長

色々な、多様な利用ができるからということで便益を積んでいると思います。利用圏域として大阪市内の規模でやられていますけども。

松本課長

はい。そうですね。小規模というところにしては逆に小さすぎるというふうにも思っております。確かに、座長がおっしゃるようなところもいろいろ検討いたしましたけれども、結果としてはこの大規模の方を適用する方が適切であろうという判断に、一応今回はさせていただいております。前回もそれで一応算出をさせていただいております。

内田座長

はい。前回と同じ考え方ということですね。いかがでしょうか。

小林課長

1点、すいません。資料ですけれども、資料の2-1、横長の方ですけれども、その一覧表です。この一覧表の9番、正蓮寺川公園のところですが、小文字のcの事業進捗率ですが、前回評価時は16パーセントですが、今回21と書いているのは31パーセントが正しいということになりますので、申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。

内田座長

それでは、委員の皆さん、特段ご意見なしということでよろしいですか。松井委員、いかがですか。よろしいですか。高瀬委員もよろしいですか。

再度確認させていただきますけれども、事業番号の8番及び9番、正蓮寺川の件ですが、これについて、妥当であるということでもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

議事次第に戻らせていただきます。

内田座長

再評価の対象外事業についての報告ということで、事務局からお願いいたします。

小林課長

それでは、今年度の再評価対象外事業について報告させていただきます。お手元の資料3『平成28年度事業再評価対象外事業一覧表』をご覧ください。事業進捗率が90パーセント以上で、5年以内に完了の目処がたっているものにつきましては、事業再評価の対象とすることにしてありますが、今年度はその該当事業が2件ございます。まず1番は、街路事業の豊里矢田線でございます。本路線は、市東部において南北を縦貫する幹線道路で、機能的な道路ネットワークを構築し、周辺道路の渋滞緩和を図るものでございます。また、本路線は、大阪市地域防災計画において、避難路に位置付けられるとともに、大阪市密集住宅市街地重点整備プログラムでも、特に優先的に取り組みが必要なものというふうになっております。

それから、密集市街地優先地区における防災骨格を形成する路線にも位置付けられておまして、整備によって防災機能の向上を図ろうとするものでございます。前回、平成23年度の対応方針が継続Aということで事業を進め、前回評価時の事業進捗率は83パーセントでしたが、現在は92パーセントになっております。事業費の増減はありませんが、完了年度は、権利者との協議に時間を要したため、平成27年度から31年度に延長されております。そして2番目ですが、道路事業の主要地方道住吉八尾線道路改良事業でございます。本路線は大阪市南部に位置し、大阪市と八尾市を結ぶ補助幹線道路で、通学路やバス路線でもあることから、自動車交通量、歩行者等の通行量が多いため、現況幅員約5メートルの道路を両側に歩道を有する11メートルの道路に拡幅し、歩車道の分離を行うことにより、自動車交通の円滑化、及び歩行者等の通行の安全性の確保を図るとともに、防災性の向上を図るものでございます。前回平成23年度の対応方針が、継続Bということで事業進捗率は64パーセントでしたが現在は91パーセントになっております。事業費は15億円から14.5億円に減額され、完了年度は平成26年度から32年度に延長されております。その理由としまして、全体事業費の見直しに伴い、事業費を減額したこと、そして権利者との協議に時間を要したため、完

了年度を延長したということでございます。そして、次のページに今後の対応方針を掲載しております。1番の事業では、本路線の用地取得は99パーセントとなり、防災機能はおおむね向上しているものの、一部、用地取得は難航して、事業が長期化している状況であります。道路整備による事業効果を早期に発現させるため、今後も引き続き重点的に予算を配分し平成29年度の概成、平成31年度の事業完了を目指すこととしております。2番の事業では、用地取得は90パーセントで一定の用地取得はできた区間から道路整備を行い、残りの用地取得についても交渉を進めておりますが、既整備区間の事業効果を発現させるために、今後も予算の範囲内で着実な事業実施に努めるとともに、残りの用地取得に向けて交渉を進め、平成32年度の事業完了を見込んでおります。両事業とも、事業進捗率は90パーセント以上で5年以内に完了の目処は立てようということで、事業再評価の対象外としております。なお、両事業の関係資料を後ろに付けておりますのでご参照いただければと思います。私の報告は以上でございます。

内田座長

はい、ありがとうございました。資料3についてご説明いただきました。何か質問、コメントがあればお聞きしたいと思いますが。無事、買収も進みつつありということで、対象外ということですが、1点だけ確認させていただきましても、2番の方、最後のページ見ると、まだ用地取得できていないところはJRから取得できていないということですか。阪和貨物線の線路敷跡と、一部他のところもあるのですか。用地の取得率が90パーセントなので、ちょっと不安といえば不安かなと思ったのですが。

小林課長

だいたいJRのところか。

内田座長

数値はちょっと大きいけれど大丈夫ということで。

小林課長

そうですね。

内田座長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。では、先へ進めたいと思います。継続中事業の自己評価結果についての報告ということで、資料4についてよろしく願います。

小林課長

それでは継続中事業の自己評価結果について報告させていただきます。お手元の資料4『平成28年度 継続中事業の自己評価結果』をご覧ください。資料の1枚目ですが、今年度の自己評価の対象となる、26年度までの再評価実施事業の自己評価結果をまとめたものでございます。この間に再評価を実施した事業は43ございまして、そのうち、対応方針が事業継続AからCの事業が40、事業休止または中止の事業が3ございます。事業継続AかCの40事業のうち、すでに完了しているのは1事業で、残り39事業は継続中のため今年度の自己評価の対象となります。自己評価の結果は対象の39事業のうち、取組方針に沿って実施できたとする事業は33、取組方針に沿って実施できなかったとする事業は6でございます。なお、資料4の裏の13分の1と書いているページですけれども、平成23年度に再評価を実施した淀川左岸線2期の事業の自己評価結果ですが、本事業は本来なら今年度の事業再評価の対象となるところですが、現在手続き中の都市計画変更の内容などを踏まえ、関係機関と調整の上、総事業費や事業完了予定等について精査を行う必要がありますので、精査後の平成29年度に改めて事業再評価を実施したいと存じます。取組方針に沿って実施できなかったとする6事業につきまして順に見てまいりますと、まず13分の2ページ、平成24年度再評価事業の阿倍野地区第二種市街地再開発につきましては、平成27年度完了予定の尼崎平野線の整備が未完了でしたが、尼崎平野線の整備は平成28年8月に完了しております。13分の4ページでございますが、平成25年度再評価事業の生玉片江線整備事業につきましては、用地取得や物件撤去に時間を要しては、今後も重点的に予算を配分し、用地取得のために継続して権利者との交渉に臨むと共に、用地確保済み区間から工事を実施して、平成28年度の事業完了を目指しております。それから、13分の6ページ、同じく平成25年度再評価事業の豊里矢田線（鳴野・蒲生）整備事業についても、用地取得に時間を要し、完了予定年度の見直しを行っております。本路線は重点的な予算配分が難しく、買取要望への対応など限定的な事業実施となり、事業完了には長時間を有しますが、今後、予算の確保ができ次第、残り用地

取得と道路整備を進めていくこととしております。それから、13分の9ページの同じく平成25年度再評価事業の夢洲土地造成事業につきましては、夢洲地区において新たな観光拠点の形成に向けた検討を行っておりまして、先行開発地区の一部の基盤整理を見直す必要が生じたために、平成27年度の整備を見送ったことから、先行開発地区の基盤整備が完了しておりません。現在、夢洲は新たな観光拠点の形成に向けた検討を行っておりまして、平成28年度中に策定予定の、夢洲まちづくり構想（素案）を踏まえまして、順次、土地造成および基盤整備を行うこととなっています。同じく、13分の9ページの、平成25年度再評価事業の城北川改修事業ですが、関係先との調整により工程に遅れが生じ、予定年度中の完了が困難となって、完了予定年度の見直しを行っておりますが、今後も継続的な事業進捗を図って、早期の事業完了に向けた取組みを進め、平成29年度での完成を目指しております。最後に、13分の13ページ、平成26年度再評価事業、咲洲コスモスクエア地区ペDESTリアンデッキ整備事業でございますが、これは整備計画ルート上の民間土地の開発の目処が立たず、ペDESTリアンデッキの設計業務等が実施できなかったということでございますが、本事業は整備計画ルート上の土地の開発に合わせて実施するものとしているため、整備計画ルート上の民間土地の開発が進むよう、土地所有者と引き続き協議して、平成29年度での完了を目指しております。私の報告は以上でございます。

内田座長 はい、ありがとうございます。今、資料4に基づいて取組方針に沿って実施できなかったものについて6件ほど説明していただきました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。水谷委員。

水谷委員 特にないです。進めていただけているということで。

内田座長 いかがですか。

松井委員 市の方針が防災に重点を置くことになってきているということは、今後この評価というのかなり変わる可能性があるということでしょうか。

小林課長 新たな視点が出てきた時点で、当然そういうのもまた評価に反映されるということになります。

松井委員 5年間の途中で方針が変わったことによって、取組みの仕方が変わるというふうに考えてよろしいですか。

小林課長 そうですね。新たなそういう観点が出てきた時点で、それに伴って事業を修正する場合もございます。

内田座長 毎年見直していただけているということですので、いい仕組みかと思えますから引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか、この件については。

それでは、議事次第に基づいて進めてまいりましたが、予定されている議題は以上になります。最後に事務局から何かありますでしょうか。

塩川課長代理 長時間ありがとうございました。本日のご意見等は事務局の方で取りまとめを行ったのちにメール等で送信させていただきます。またご確認いただきますようよろしくお願いいたします。次回は11月25日、金曜日、10時からということで、またご案内を追ってお送りさせていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。以上でございます。

内田座長 それではこれで会議を終了したいと思います。委員の皆様には円滑な議事運営にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。どうも、お疲れ様でした。